

2005年5月 日

都道府県
福祉有償運送関係担当者 殿

移送・移動サービス地域ネットワーク団体連合会
代表世話人 笹沼 和利

移動サービス市民活動全国ネットワーク
代表 牧野 史子

NPO法人市民福祉団体全国協議会
代表理事 米山 孝平

要請書「誰もが自由に移動できる社会をつくるために」

時下益々ご清栄のことと拝察申し上げます。

さて、単独で公共交通機関を利用して外出しがたい障がい者や高齢者等の移動困難者に対する外出支援が全国各地でボランティア団体や特定非営利活動法人、社会福祉法人等（以下NPO等）の非営利団体により担われていることに鑑み、国土交通省は昨年3月に「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（以下「ガイドライン」）を各地方運輸局に通達しました。

これにより、移送・移動サービスを実施しているNPO等は、自治体が設置する「運営協議会」の協議を経て運輸支局に許可申請を行うこととなりました。（新規に開始するものは最初から許可が必要）。

安心して安全なサービスを行うため、多くのNPO等が許可申請を希望しておりますが、重点指導期間の目安とされる2006年春が1年後に迫った現在も、許可申請の前提となる運営協議会の設置が全国的に非常に遅れています（参考資料；別紙）。

当3団体は、この遅延により、多くの移動困難者が社会参加や通院等に不可欠な外出の手段を奪われることを強く懸念するものです。

地域福祉の現場から遠い国土交通省ですら、「福祉輸送に係る取扱規定集」において、タクシー事業者が提供している（福祉・介護タクシー）車両数は、全タクシー車両の2.2%に過ぎず、特に利用が集中する時間帯においては必ずしもニーズに応えきれていない実態があることを認めていくなかで、NPO等から申請・相談があった場合において、運営協議会の設置が行われないことは、自治体の認識不足と言わざるをえません。

すでに県全域で市町村による運営協議会の設置誘導等を図った神奈川県においても、運営協議会設置の方針を決定して実際の申請が協議されるまで約半年を要しています。また、一部の運輸支局では、猶予期限切れの来年4月以降は、未許可団体の摘発や家宅捜索は当然ありうるとの見解を公言しており、利用者やNPO等は強い危機感を持っています。

このような認識に立ち、以下の二点について強く要請いたします。

記

1. 広域行政を担う都道府県の役割として各地域における移送・移動サービスを実施する市民団体の実態把握を行うこと。
2. NPO等が設置の要請があった地域において、速やかに市区町村を誘導し運営協議会を設置するか、もしくは都道府県が主宰する広域の運営協議会を設置すること。

以上

なお、今後の活動の参考のため、都道府県における運営協議会対応状況を把握いたしたく、別紙の調査票にご回答をお願いいたします。

6月10日までにご返送いただきますようお願い申し上げます。

調査結果は、回答の有無を含め公表させていただきます。

団体紹介

◆移送・移動サービス地域ネットワーク団体連合会

2003年3月26日設立。移送・移動サービス活動の推進、法制化、団体や運転協力者に対する支援や研修等の実施について、移送・移動サービスの地域ネットワーク団体間で連携・共同して行うことを目的としている。2005年3月現在、都道府県・政令指定都市単位の16の地域ネットワーク団体が参加しており、個別の移送・移動サービス実施団体数としては約400団体が参加する。

〒162-0828 東京都新宿区袋町24 岡田ビル2F

tel&fax 03-5261-8970 E-MAIL : accessible-tic@pop16.odn.ne.jp

◆移動サービス市民活動全国ネットワーク（全国移動ネット）

1998年9月設立。「移動」を基本的人権の問題として捉え、障がい者・高齢者の生活圏の拡大を図るために、市民活動としての移動サービス活動の基盤強化を図ることを目的としている。2005年3月現在約190団体・個人が加盟。移動サービスに関する情報収集と発信、移動サービス団体の運営の支援、移動サービスに関する研修や啓発活動などを行っている。

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14 みなとNPOハウス3階 福祉交通支援センター内

tel&fax : 03-5414-0822 E-MAIL : ido-net@pop21.odn.ne.jp

◆NPO法人 市民福祉団体全国協議会（市民協）

2000年12月設立。2005年3月現在、790団体・個人が加盟。高齢者や障がい者などの生活を支援している全国の福祉系NPOがより一層、社会に貢献していくためのネットワーク組織として、①介護保険制度の対象外サービス（食事サービスや移動サービスなど）への取り組みの普及・推進、②介護保険制度が当事者にとって円滑に機能するための政策提言や啓発活動を行っている。

〒106-0032 東京都港区六本木4-7-14 みなとNPOハウス2階

tel : 03-5775-7962 fax : 03-3796-7284 E-MAIL : info@seniornet.ne.jp

福祉有償運送及び過疎地有償運送の運営協議会設置に関する調査票

御回答部署名 都道府県 部 課

御担当者名 T E L FAX

※該当する項目に○印を付けて、詳細をご記入ください。

<問1> 福祉有償運送の利用対象者について、都道府県内の移動困難者の実態を把握しておられますか。

- ・はい 　・いいえ → 把握する予定の有無 あり (年 月頃) ・なし

<問2> 福祉有償運送を実施している団体について、都道府県内の活動実態を把握しておられますか。

- ・はい 　・いいえ → 把握する予定の有無 あり (年 月頃) ・なし

<問3> 過疎地有償運送の利用対象者について、都道府県内の実態を把握しておられますか。

- ・はい 　・いいえ → 把握する予定の有無 あり (年 月頃) ・なし

<問4> 過疎地有償運送にあたる活動を行っている団体について、都道府県内の実態を把握しておられますか。

- ・はい 　・いいえ → 把握する予定の有無 あり (年 月頃) ・なし

<問5> 運営協議会の設置の具体的な方針は決まっていますか。

- ・はい 　・いいえ → <問6>へ

<問6> 運営協議会設置の単位は、以下のどれですか。

1. 都道府県全域 2. 都道府県内を広域ブロック化 3. 市区町村単位
4. その他 (具体的に)

<問7> <問5><問6>の内容について、市区町村に対する説明会は行われましたか。

- ・はい → 開催された説明会の月日と参加者の大まかな所属をお書きください。
・いいえ

<問8> 運営協議会設置または開催に向けて課題はなんですか。

(該当する項目に全て○印をつけてください)

1. 利用ニーズの把握 2. 都道府県内のN P O等の実態把握
3. 市区町村への周知・調整 4. 庁内関係部局への周知・調整
5. 交通事業者への周知・調整 6. 運営協議会の予算・メンバー・運営方法など実務
7. その他 ()

<問9> 運営協議会設置の具体的方針が決まっている場合は、実際にいつまでに開催をされるか、方針が決まっていない場合は、いつまでに方針をお決めになりますか。

- ・ 200 年 月頃までに (開催・決定) する

<問10> 都道府県でのセダン特区の認定申請を検討しておられますか。

- 1. 認定申請済み
- 2. 認定申請の準備中
- 3. 認定申請の検討中
- 4. 認定申請を検討していない

<問11> 運営協議会というシステムの意義または問題として、お気づきのことがありましたら、簡単にお書きください。

お忙しい中、ご回答いただきありがとうございました。

6月10日（金）までに、下記へFAXにてご回答ください。

※関係資料がございましたら、大変お手数ですが、下記まで郵送してくださいますようお願い申し上げます。